

松江市告示第501号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月20日

松江市長 上 定 昭 仁

| 路線 番号 | 路線名 | 供用開始の 区 間 起 終 点 点 | 供用開始日 | 図面 番号 | 備考 |
|----------|----------|--|------------|----------|----|
| 13634 | 大庭下黒田1号線 | 松江市大庭町字下黒田52番13地先 " " " 52番21地先 | 令和4年10月20日 | 1 | |
| 16413 | 東長江後谷9号線 | 松江市東長江町877番地先 " " 874番15地先 | 令和4年10月20日 | 2 | |
| 16414 | 生馬が丘24号線 | 松江市東生馬町字敷居谷42番3地先 " " 38番75地先 | 令和4年10月20日 | 3 | |
| 91005 | 島田第4号線 | 松江市東出雲町揖屋字中島86番2地先 " " " " 72番8地先 | 令和4年10月20日 | 4 | |
| 91006 | 島田第5号線 | 松江市東出雲町揖屋字中島67番4地先 " " " " 90番8地先 | 令和4年10月20日 | 4 | |
| 91007 | 島田第6号線 | 松江市東出雲町揖屋字中島90番18地先 " " " " 90番14地先 | 令和4年10月20日 | 4 | |